

その意味では、目的の中で直接的にはそのような表現はございませぬけれども、「飼料の安全性の確保」という言葉、あるいはたゞいま御指摘のございましたような「公共の安全の確保」というような表現の中には、飼料関係の製造業者あるいは販売業者がその社会的な責任という観点からの規制を受けるというような意味も当然含まれておるわけでございまして、それらの具体的な規制につきましては、各条文によりまして新たに規制が行われるということになっておるわけでございまして、たゞいま御指摘のございましたような背景といひますか、考え方がこの法律の改正の基本的なバックにあるということは御指摘のとおりだと思います。

○柴田(健)委員 局長はどうもあいまいで、明快な答弁がないわけです。私たちは今日まで数多くのいろいろな事故の原因等を調査してみたが、たとえば富山県で原因不明で牛が死んだ。ところが、あれは飼育管理者の方の責任だ、それは生産農民の方の責任で、むやみやたらにえさを食わしたから死んだのだということ逃げようとしておる。先般の水島の油事件においてもそうですよ。企業がどこまで社会的責任を持つのかということ、法的にもいろいろな制度の中で矛盾がたつてゐる。一つの法律をつくるにしても、この辺で社会的責任を明確にしていこうという法律にしないと発想の転換にもならない。だから、行政に携わる立場の農林省はそれだけの心構えで社会的責任を持つてもらうということの考え方を明確にすべきだと思ふ。

この法律をずっと読んでみても、業者の損害賠償の責任の条文が一つも出てこないというのは社会的責任の不明確さをあらわしている。

あなたらの考え方は、いずれは民事で解決すればいいんだらう、民事の法律があるから民事でやればいいのか、そういう逃げようとする発想があるのではないか。この点、もう少し明確にしないと法案の修正をしなければならぬと思うのですが、どうですか、局長。

○澤邊政府委員 御指摘の点はよくわかるわけでございしますが、目的の中にその規定が文言としては表現されておられませんけれども、安全性の観点からの規制がこれまでなかったのが幅広く規制を受けるということになりました点は、飼料に関する流通業者がそれだけ社会的責任があるという点に着目をして規制が加わることになったわけでございまして、先生の御指摘になっておるような観点から条文の全体には個々の条文に表現をされておるというように考えます。

○柴田(健)委員 この条文を逐次お尋ね申し上げますから、そこに明らかに出てくるかどうかはつきりしてまいりたいと思ふ。

次に、第二条の「定義」のところなんです、第二条の中で一項、二項、三項、四項があるわけですが、この法律において、三項における飼料添加物の指定については「農業資材審議会の意見を聴いて」ということになっておるわけですが、いままでのような農業資材審議会の構成でいくのか、あるいは今度は新たにどういう学識経験者を入れて、どういう形で、員数はどの程度の員数でいくのか、そういう考え方をまず明らかにしてまいりたいと思ひます。

○澤邊政府委員 この審議会は、この改正法案におきましては、飼料及び飼料添加物の安全性を確保するための飼料添加物の指定だとか、あるいは安全性の観点からの基準なり規格の設定あるいは飼料等の販売の禁止等の個別処分、あるいはまた栄養成分に関する品質の改善という観点からの公定規格の設定だとか、あるいは表示の基準となるべき事項等の設定に当たりまして、農林大臣が諮問をいたしまして審議会の意見を聞くということになっておるわけでございしますが、安全性の確保とかあるいは栄養成分の確保、表示の適正化というものは、たゞいま申し上げましたような諮問事項というものはこの法律の根本にわたる非常に重要な事項でございしますので、この審議会の役割はきわめて責任が重いというふうに考えるわけでございします。したがって、われわれといたしま

しては、この審議会は各専門分野のしかも中立公正な学識経験者の委員をもって構成をして、そしてその運営に当たりましては、一方に偏することなく公正かつ科学的な調査、審議をお願いしたいというように考えておるわけでございします。そのような観点から、審議会の構成につきましては、現在農業資材審議会というものがございしますけれども、その中に飼料品質部会というものを設置いたしまして、委員は二十名をもって構成をし、そのもとに専門的な事項を調査するために専門委員会を設けることを考えております。専門委員会も約二十名程度を予定いたしております。

資材審議会は、これまでも、農業機械だとかあるいは農薬とか、それぞれ部会運営をいたしておりますので、今回の法律改正に伴う飼料関係につきましては、今回の法律改正に伴う飼料関係につきましては、飼料品質部会を中心にして運営をしてみたいというふうに考えておりますが、たゞいま申しましたように、できるだけ中立公正に、しかも科学的根拠に基づいて御審議を願うにふさわしい人選をしてまいりたいというふうに考えております。

○柴田(健)委員 この審議会の任務の重要性というものの理解はできるのです。しかし、今度のこの法律の軸になるのは、何としても、この審議会のメンバーの行動、権威というやうなものが重要な任務を持つてくるところです。それだけに、われわれは、いままでのような審議会のあり方や運営ではまた問題が起きるという懸念がいたしますので、この農業資材審議会の中で、品質部会の二十名の人選にはよほど配慮してもらいたいという気がいたします。

同時に、また、この法律だけでは十分とは言えないわけだが、審議会の手足はあるのかないのか。たゞ審議会の委員が諮問機関としての審議会にあって大臣の諮問に対してそれをやるというのではなしに、審議会の下に手足があるのかないのか、また、そういう構想があるのかないのか、これが第一点。

それから、第二点は、添加物のこれからの種類

についてはどういう解釈をしているのか、これが第二点。

第三点は、たゞ国内の法律だけではこれは参考にならない。あらゆる外国にも、そういう飼料添加物や飼料に関するいろいろな規制や基準というものがあるわけですが、これらについて、どうそれを参考にするのか、どうそれを判断の基礎にするのか、比較検討をしておられるのかどうか、それに合わせてこの法律をつくっているのかどうか。

以上三点をまずお伺ひいたします。

○澤邊政府委員 当資材審議会の飼料品質部会の手足になる部局を設けるのかという御質問でございしますが、これは通常の審議会の例に従ひまして、特設に独立の事務局のようなものは設けることにはいたしていません。畜産局の流通飼料課が事実上の事務局となりまして、当審議会の運営に必要な資料の整備等、事務的な事務を担当することを考えております。もちろん、直接的には事務的な処理は畜産局の流通飼料課によつて行ないますけれども、畜産局の飼料関係の試験研究機関あるいは検査機関等が資料の提供等につきまして全面的に協力をしていただくということで運営をしてまいりたいというふうに考えております。それから、次に、飼料の添加物というのはどのようなものを考えておるかということでございますが、現在、飼料の添加物につきましては法律上規定を設けておりませんが、安全性の観点から、また、栄養成分の確保という観点から、行政上の指導によりまして規制をいたしておるわけでございします。

飼料添加物と言ひましてもいろいろございしますけれども、大別いたしますと、各種飼料の組み合わせによつての、不足する栄養成分を補給するために添加するもの、これはビタミンとかミネラルとかアミノ酸といったやうなものがございしますし、さらに、飼料の保管中におけるカビの発生だとかあるいは酸化ということによりまして飼料の品質が低下するのを防止するために添加するも

の、あるいは家畜等に給与いたします飼料が有効に家畜の体内で利用されるように、家畜の生理作用の正常な活動を阻害するような諸因子を抑制して、それによりまして飼料の効率を向上させるというようなことを目的といたします抗菌性製剤等の添加物がございます。

主なものは大別すると大体そういうものでございまして、これは近年広く世界各国におきまして開発をされまして、飼料に添加をされてきておるところでございまして、これらのものは非常に微量でありまして、適正な使用がなされない場合には安全性の問題で種々問題が出来ますし、また、家畜の栄養上の問題も発生をいたしますので、先ほど申しましたように、これまでは法律的な規制根拠がないので行政的な指導によりまして飼料添加物の公定書というものを定めて指導をしてきておるわけでございまして、飼料添加物の種類につきましては、大別すると言いましたようなものでございまして、例を挙げますと、抗菌性製剤といたしましては五十四種類、それからミネラルが十四種類、ビタミンが二十五種類、アミノ酸が四種類、その他防カビ剤あるいは酸化剤等が九種類というようになっておるわけでござい

ます。これら添加物の使用に当たりましては、その種類ごとに使用の目的、使用対象等を定めております。どのような飼料にそれを添加するかという飼料の種類や使用量の最高限度等を先ほど申しました飼料添加物公定書で定めておるわけでござい

ます。現在、飼料添加物の製品の使用量は配合飼料全体の中での比率が〇・三七程度になっておりまして、四十八年度の配合飼料の総生産量は一千八百万でございまして、そのうち飼料添加物は六万六千トン使用をされておるといふ実績になっております。

諸外国におきましても飼料添加物につきましては広く利用されておまして、わが国と大体同じような状況になっておるところが多いわけござ

います。これらにつきましては、各国によってもちろん差はございまして、安全性の観点からの規制を漸次強めてきておるということでございまして、わが国の場合も単なる行政指導ということでは徹底を期せられないので、今回、法的規制の対象といたしまして厳正な規制をしていくというふうに変更することにしたわけでござい

ます。○柴田(健)委員 第二章の第二条の二の「基準及び規格」と第三条の三の「製造等の禁止」の条項についてですが、製造等の禁止規定ということになれば、この事故が発生をしたと認定せざるを得ないのですが、その場合に、先ほど冒頭に申し上げたように、社会的責任という賠償責任というものを負うていない弱さというものがもうこの辺で出てくるという気がいたします。そして、製造禁止をする場合に、どの時点でどういう処置でということとは、そのつど任意的に行政官の判断によつて、これは製造禁止をやるべきだとか中止をさせるべきだとかいうことになる。しかし、これは過去の実績から言うて余り数がない。そこまで追い込んだという例はめったにない。

今度は法律を明確にしたということになれば、適切な処置をとらなければならぬという行政庁の任務が付加されてきたわけですが、この点について適切な処置がとれる方法というか、手段というか、そういう機構ができるのかできないのか。いままでのようなやり方ではこの法律は死んでしまふ。思い切つてこういう体制を体系的につくっていくんだという構想があるのかないのか、それをお聞かせ願いたい。

○澤邊政府委員 先ほどもお答えしましたように、飼料の、あるいは飼料添加物の安全性の観点から、飼料の、あるいは飼料添加物の安全性の観点から、現行法では行方不明規定がないわけでございますので、もっぱら行政指導によりまして、事故が起つたような場合には販売をしないようにとかいうようなことをやってきたわけでございますけれども、今回は、ただいま御指摘のございました第二条の二からの第二章におきまして、安全性の観点からの種々の規制を行うための

根拠規定を置いたわけでございます。したがって、これらの規定を活用いたしまして、安全性の観点から問題があるようなものにつきましては、種々の事前あるいは事後の措置を講ずるようになるわけでござい

ます。そこで、いまお尋ねのございました第二条の三の「製造等の禁止」であります。これは第二条の二で「有害畜産物が生産され、又は家畜等に被害が生ずることにより畜産物の生産が阻害されることを防止する見地から、農林省令で、飼料若しくは飼料添加物の製造、使用若しくは保存の方法若しくは表示につき基準を定め、又は飼料若しくは飼料添加物の成分につき規格を定めることができる。」こととなるわけでござい

ます。それらの基準なり規格を当然守らせなければいけませんので、第二条の三におきましては「基準、又は規格が定められたとき」には「次に掲げる行為をしてはならない」ということで、たとえば第一号におきましては、その「基準に合わない方法により、飼料又は飼料添加物を販売の用に供するために製造し、若しくは保存し、又は使用」した

りしては、いけないということでございます。この基準に合わないものは初めからつくつてはいけないのだという禁止でございます。これは事故が起る起らないにかかわらず、予防的な意味で基準を国が定めたものについて、それに合わないようなものをつくつたりあるいは使つたりしてはいけないという規定になっておるわけでございまして、何らか問題が生じまして事故が起るとかあるいは有害畜産物が生産されることを防止するために、有害な物質を含むような飼料が販売されておるとか、あるいは病原微生物によつて汚染されたような飼料、飼料添加物が販売されるといふような場合には、それを禁止する措置は第二条の六というのがござい

ます。が、「有害な物質を含む飼料等の販売の禁止」という規定がござい

ます。それによりまして、次に掲げるような「飼料添加物を含む飼料の使用が原因となつて有害畜産物が生産されることを防止する

ため必要があると認めるとき」には「添加物の販売を禁止することができる。」ということ。これは、いま申しましたような有害な物質を含む飼料なり飼料添加物、あるいは病原微生物によつて汚染された飼料、飼料添加物が販売されるといふのを、事故を防止する必要があるという場合に販売の禁止をするわけでござい

ます。また、これまでほとんど使用されておらないような使用の経験が少ないような飼料につきましては、有害でない旨の確証がないと認められる場合には禁止できる。したがって、たとえば問題になります石油たん白飼料、これらにつきましては有害でないという確証が得られておりませんので、こういうのがもし販売されれば販売を禁止するというような措置を講ずることができるようになっておるわけであります。

○委員長退席、坂村委員長代理着席 ○柴田(健)委員 二条の二から三、四、五、六と、いろいろ関係があるわけでありまして、この二条の二の「飼料若しくは飼料添加物の製造、使用若しくは保存の方法若しくは表示につき基準を定め、又は飼料若しくは飼料添加物の成分につき規格を定めることができる。」というこの条文からずつといけば、現在、この製造工場、要するに製造業者あるいは販売業者、輸入業者等は、これはそれぞれ一貫性のある業者もあるでしょう。輸入したものを自分のところで製造して販売する人もあるだろうが、ただ、製造工場を持たないで、飼料として輸入してきたものをそのまま販売する販売業者とか、そういう業者別の区分の点検等はどうするの

は十分指導したとは言えない。

それから、添加物の配合率によって保存の期間が違ふと思うのです。その保存の期間まで明確に指示するのはいかぬのか。そういう基準というものは、この第二条の二でそこまで掘り下げて決めていくのかどうか。そういう点の考え方を明らかにしてもらいたい。

○澤邊政府委員 製造業者、販売業者等に対しまして、各条項によりましてそれぞれ規制が行なわれるわけでございます。そのためには製造業者、輸入業者あるいは販売業者等の実態を把握しておく必要があるわけでございますので、これは十八條の規定がございまして、製造業者等の届け出義務というものがございまして、製造業者のみならず、輸入業者なり販売業者も一定の事項を農林大臣に届けさせることになっております。それによりまして実態を常時把握し、必要な場合には立入検査等を行うことによりまして、本法の諸規定が厳正に履行されているかどうかというのを検査することができるようになっておりますので、それらの規定を活用いたしまして遺憾のないようにしていきたいと思っております。

なお、製造業者につきましては、一定の技術者を置いて、それによりまして、飼料の製造過程におきまして特別な注意を払うことによつてこれらの本法の諸規定を十分適正に守りながら製造を行わねばならないことのために、第二条の八に飼料製造管理者の設置を義務づけておるという規定も設けておるわけでございます。

これらの規定によりまして、製造業者あるいはその他の輸入販売業者につきましてもこの法律を厳正に適用させ、あるいはまた行政庁といたしまして、適用を常時監視するようにしてまいりたいというように考えております。

それから、飼料添加物の保存のことでございしますが、第二条の二で保存の方法について基準を定めるということになっておりますが、保存期間につきましても直接いま規定をすることを考えておりますけれども、抗生物質等の飼料添加物につ

きましては、その添加物の有効期間というものは定めたいというように考えております。一定の有効期間を過ぎればそれは使つてはいけぬということとございまして、ただいまお尋ねの保存期間そのものではございませぬけれども、有効期間は定めていきたいというふうに考えております。

○柴田(健)委員 保存の基準まで定めるといふことになると、施設改善まで指導しなきゃならぬということになる。そこまではやるとすれば、農林省はこの施設改善の融資まで考えるのかどうか。その点はどうか。

○澤邊政府委員 現在考えております保存の方法といひますのは、あらゆる飼料につきましても全部基準を定めるところまでは考えておりませぬので、最終的に決めておるわけではございませぬけれども、飼料添加物につきましてもその保存基準を定める必要がある。その保存基準といたしましては、光の入らないように遮光した密閉容器に入れないという意味での保存基準を決めたいというふうに考えております。したがって、何らか相当大規模な施設を設けて保存しろ、全飼料について規制をするというところまでは考えておりませぬので、ただいまお尋ねのございましたような特別な融資制度ということについては、現在のところ考えておりませぬ。

○柴田(健)委員 それから、第二条の四です。この中間の「農林省の機関又は農林大臣が指定した者が行う検定」という、要するに「検定及び表示」の項のところですね。この検定をする職員の問題なんです。これは現在、全国で六カ所ほどある飼料検定所で、四十四名の技術職員で検査、検定をやつておるようだけれども、今度は添加物が入るといふのだから、この検定というものは、高度の技術者というのか、高度の権威者でなければならぬ。いままでのようなやり方、いままでのような技術水準、技能水準、そして都道府県に委嘱をして技術者という程度では、完全な検定ができるかどうか疑問があると私は思うのです。

これらの職員の技術研修についてはどういう構想を持っているのか、今後どういう待遇で、どういう研修をさせてそういう特別技能者を養成していくのか、お考えがあれば聞かせてもらいたい。

○澤邊政府委員 ただいまお尋ねがございましたのは、直接には第二条の四の「検定」でございしますが、これは、書いてございまして「農林省の機関又は農林大臣が指定した者が行う検定」ということで、農林省の検査機関が直接行うばかりではなくして、民間の検定機関を指定いたしました検定を行うというのを考えておるわけでござい

ます。後ほど出てきます第三条の品質改善という観点からの「公定規格」、これは、飼料の栄養成分に関する品質の改善を図るための公定規格を定めて、それに適合しているかどうかというような検定を行うことになるわけでございしますが、こちらの第二条の四の「検定」の方は、安全性の観点から特に問題のある飼料につきまして、「特定飼料」ということで、政令で定めたものについて検定を受けなければ販売をしてはいけないということにするわけでございします。

二条の二で一般的に安全性の観点から基準なり規格が定められたものは、それに従わなければつくりたり販売してはいけないということがございしますが、その中で特に安全性の観点から必要だと思われるものを特定飼料ということで引張り出しまして、それだけについては、単に基準なり規格に合っているということだけではなくして、あらかじめ検定を受けなければ販売してはならないという特に重い規制を加えることにしておるわけでございまして、われわれといたしましては、現段階におきましては、抗生物質とかあるいは落花生の油かすといったようなものをこの政令で指定をして検定を受けるように義務づけたというふう

に考えておるわけでございします。そこで、農林省の機関のみならず行いますものほか、民間の指定機関が検定を行うということ

を申しましたが、この民間の検定機関は、現在想定いたしておりますのは、穀物検定協会あるいは食品分析センターとか、それから日本冷凍食品協会といったようなものがそのような検定機能を技術的にも設備の面でも持つておりますので、これを指定する考えをいたしておりますが、農林省の機関につきましては、この安全性の観点からの検定、あるいは先ほどちょっと申しました栄養成分に関する品質改善の観点からの検定等、両方やるものとしたしまして、国の肥飼料検査所という機関があるわけでございします。現在六カ所に置かれておりまして、専任の職員は四十四名でござい

ますが、この機関が品質改善とあわせて特に安全性の観点からの検査、検定を行うということに重点を置いて運用していきたいと思つてございします。

この法律を適正に施行していきますためには、この検査、検定機能というものは御指摘のように充実を図っていく必要があるわけでございします。技術者の確保と分析機器なり施設の整備あるいは技術の向上のための研修というようなことにつきましては今後一層充実を図りまして、検定の体制を整備していくということにしたいと思つておるわけでございします。

○柴田(健)委員 この二条の六と二条の七、つまり、「有害な物質を含む飼料等の販売の禁止」と「廃棄物の命令」ですが、これらの処置というものは、条文ではこういう条項を設けても適切な処置がとれるのかどうかという疑問を私は持つわけでございします。というのは、たとえばこの前外国から麦を買つてきたが、その麦が発酵してえさにもならないで海洋投棄を命ぜられた。海洋投棄をするというところで船に積んで出て、神戸の沖で別の港へ黙つて揚げて、えさにならぬようなものを家畜のえさだということとそのまま今度は長野県や東北の方へ陸上輸送したというように、廃棄命令、投棄命令を出しても、業者は手に合ふからすつと横流しをしてほかの方へ売り込んでいく。だから、これはよほど適切な処置をとらねば、ただ条文だけこしらえても、それで実効が伴うのだというふうなものではない。

現在の登録制度は任意登録の制度でございますので、全部が全部義務的に登録を受けなければならないという仕組みにしております。したがってまして、非登録飼料もかなり出回っているわけでございます。今度の法改正によりまして登録制度

は公定規格適合表示の制度に変わるわけでござい
ますが、考え方としては、従来どおり任意の制度
にしていきたいというふうに考えておるわけでご
ざいます。

そこで、お尋ねの銘柄がこのように非常に多過
ぎるではないかという点でございしますが、これは
現在の登録制度の前提といたしまして、国が公定
規格というものを定めておるわけでございませ
うが、その公定規格の種類の示されております
ように、家畜の種類ごとに、また、同じ家畜であ
りまして、発育段階ごとにそれぞれ配合飼料が
つくられておるわけでございします。しかも、同
一の家畜、同一の発育段階のものでございしまし
ても、各企業ごとに数種類の銘柄を製造してお
るというのが実情でございします。

なぜそのように多銘柄をそれぞれのメーカーが
製造するの点でございしますが、われわれが理
解しておるところでは、家畜の、同じ豚なら
豚につきましても、品種によりまして栄養成分の
要求量がそれぞれ違うという点、あるいは飼育者
の家畜の飼育の方法にもそれぞれまた差がある
という点、あるいは農家によつては単味飼料
を買つて、それと配合飼料を組み合わせて使う
か、あるいは大家畜のような場合は自給飼料と配
合飼料を組み合わせて使うという場合が多いわけ
でございしますが、その場合にどのような単味飼
料を使うか、あるいは自給飼料を使うか、あるいは
どの程度使うかという点は、それぞれの経営に
よつて違うわけでございします。そのような自
分の経営の条件に合わせて、それにふさわしい配
合飼料を求めるといふことがあつてございま
す。あるいはまた、農家によつては価格が少し
安い方がいいという点、あるいは非常に栄養成分
の高度なものが高くて欲しいという点、また、
も当然のこととしてあるわけでございします。そ
れらの農家といふことが、実需者側のそれぞれの条
件が多様でございまして、配合飼料に対する
需要もしたがって多種多様であり、それにこた

るためにメーカーが多様な銘柄をつくつてお
るという面も実情としてあるわけでござい
ます。また、特定のメーカーがいろいろな種類のもの
をつくり出すと、そういう各種銘柄を品ぞろえし
てないメーカーあるいは販売店としては競争上非
常に不利になるという点から、また、い
ろいろのものを競争上つくるという点から見
られるわけでございします。このようなことは、あ
る意味では需要者側の要求にこたえておるんだと
いう面も否定できないと思ひます。

ただ、五千種類に近いような非常に多数の銘柄
がつくられ、売られておるという点、製造コ
ストという面からいいますと確かに問題がある
と思ひます。大量生産によつて連続的に生産がで
きる場合のコスト、それを銘柄を分けられま
す大量生産を分割して少量ずつつくるというこ
に なります。製造工程におきましても、いわゆる
機械をストップさせて切りかえなければいけ
ないという点、あるいはコストアップ要因になる
という点、それだけコストアップ要因になるという
点、これは確かに問題であるわけでござい
ます。その点、先生の御指摘になります点もわれわれもよくわか
るわけでございします。ただ、農家の実情といふ
ものは、これは否定できない点でござい
ます。われわれといたしましては、さらに専門家あるいは実
需者の方々の御意見も十分伺いながら検討して
まいりたい。ここで減らすんだと明快にお答えで
きるといふのですけれども、その辺いろいろ検討
いたしますと問題が残つておるようでございま
す。その辺掘り下げた検討をいたしまして、で
きますればそれは減らした方がいいという点
——幾ら何でも現在が多過ぎるという点でござ
いますし、どの程度までそれができるかという
ことを含めまして検討をしてまいりたいという
ふうに考へております。

○安倍国務大臣 いま畜産局長が答えましたよう
に、非常に多過ぎて農家の方も混乱するといふ
面もなきにしもあらずだと私も思つてござい
ますが、しかし、現実の面からいいますと、メー

カー側としては、農家の要求に対応してコストの
面あるいは内容、品質なんかの面におきまして工
夫をこらして、自由競争をするわけですから、そ
ういふ面ではどうしても種類が多くなる。また、
農家は、農家の経営の実態等に應じてそれぞ
れの多様な要請をするというふうなところか
ら、現実的な面におきましては整理をするとい
うことは非常に困難な面はあるわけでございま
す。しかし、余り多過ぎて混乱をするという面
につきましては、これは行政の立場においては
検討する課題ではあるかと、こういうふう
にも思つておるわけでございします。

○柴田(健)委員 大臣も局長も少し現状認識が足
らぬと思つておる。それではこの法律をつくら
てても本当に実効が上がるかどうか疑問がある。
先ほど局長は製造業者の販売部長が言うよう
なことを言われたが、あなたは畜産局長だから、日
本の畜産農家をどう保護し育成して、日本の畜
産をどう伸ばさせていくかという点の重大な最
高責任者なんだから、農民の気持ち、立場とい
うものを十分に認識してかかつて発言しないと
いけない。あなたのようなことを言つたら、これ
はわれわれは論議する必要があるという気が
するのです。

農民はそんな五千種類も銘柄をつくれという要
求は一つもしていないのです。たとえば農民が
つくるキュウリにしても、トマトにしても、消費
者は、曲がつておつてはいけなかつたか、真つ
でなければいけないとか、大きさが同じでなけ
ればいけないというふうなことは何も言ってい
ないのです。大きさが百二十グラム程度のト
マトでなければいけないというふうなことは消
費者は何も言っていないのです。ただ、流通の
真ん中におる業者が、消費者の意見だと言つ
て、インテキなことを言つて、キュウリは長
いのがいいとか、トマトは大きさがどうだとか
言つて、質だとか味だとか価格だとかいふこと
は全然考えないで、運びやすいように、もうけ
やすいように流通の業者がいろいろ注文をつ
けて、農民に、こういう真つぐ

なキュウリをつくりなさいとか、カボチャでも
百グラム程度のカボチャがよろしいでなかつた
て、いろいろなことを強要してつくらせていく。
それと一緒です。農民は五千種類近くも銘柄
をつくらなければならないのです。これは農
林省の、畜産局の重大な責任だと思
うのです。日本にはそれぞれ技術員がた
くさんおるが、その技術員が考へて、いかに
けんたな發明をして、そして製造業者に意
見を出して、こんなものをつくつて出したらどう
ですかと言つて、技術員が勝手な自分の発案
という考へ方を考へて、それをいかに
も新しい銘柄で栄養価がたかさんあるよう
な大宣伝をさせて、農民はどちからかと言
えればだまされて、そして、新物食いだ
がらいいと言つたらそれうか
なという点で買つて食つておるだけで
す。何、農民がどういふ銘柄をつくれ
と言つたことは一回もないです。そんな、
需要者側がそういう注文を出した
などと言ふ局長の認識自体がおか
しい。

畜産のそういう技術者に対して、農林省が、畜
産局が、行政指導を強めて、そんなにむや
みやたらに銘柄をふやすようなことをするな
という指導をするべきだ。北海道から沖縄ま
での気象条件なり、そういうものに多少の
変化はあるけれども、たとえば自給飼料を
六〇%も七〇%もたかさん
与えておる地域と、ほとんど七〇%近く
も濃厚飼料で、購入飼料で養つておる地
域とでは栄養価も違うだろうし、給与法
についても違うだろう。しかし、そのま
で違ふはずはない。局長、そんな
いかに言ふことを言つてもらつたら困
る。もう少し認識を変えて、銘柄を
うんと減らしていく、種類を減ら
していくということをやるべきだ。この
法律をつくるのと同時に「公定規格」と
いふ条文をつくるので、農
民を迷わさぬようにするといふ方向で
正しい指導を強めていくといふ姿勢を
われわれは望むのであつて、それを
なかなかかむずかしいと言ふのは、あ

なたら一体どっちを向いておるのだ。農民の方を向いていないのじゃないか。生産農民を守るといふ立場に立っていない。業者保護だ。業者保護の立場に立って法律をつくるのなら、もうやめた方がいい。局長、もう一べん答弁してください。○澤邊政府委員 御指摘のような点ももちろん考えなければいけないというふうには思いますけれども、農家の需要の多様性ということも、これは現実には否定できない点でございます。先ほどの飼料につきましても、自給飼料の給与率がそれぞれの農家によりまして、あるいは経営の中の飼料基盤の整備状況によりまして違いますし、それからさらに自給飼料と言いましても、つくっておるものの中にも種類も違ひますし、それらのことから、それと組み合わせて使うべき配合飼料につきましても、必ずしも同じではないとして、多様な要求が農家から出てくるという面もあるわけでございまして、これはえさだけのことを言いましたけれども、その他家畜の種類あるいは飼養の方法等によりまして差もございします。それらが多様な要求になってあらわれておるという面がございします。自由経済のもとにおきまして、安全性の問題等から特に問題があるものは強制的に規制をしていかなければいけないという点がございしますけれども、栄養効果という点からいいますと、やはり、実需者の選別によつて、他方競争が行なわれながらおのずから飼料の銘柄別の需要というものは決まってくるというふうにも考えられますので、これを何らかの国の強制手段によりましてこれ以外はつくつてはいけないというふうなことをやるということとはなかなかむずかしい面があると思ひます。

これは例を申し上げることが適当かどうかわかりませんが、人間の食糧につきましても、すべてについて、最低限の基準なりあるいは内容を適正に表示するというような義務づけがございしますし、あるいは安全性の観点から禁止されるところがございしますけれども、銘柄につきましてもこれはこれでなければいけないというふうな規定は必ずしも行われておらないと思ひます。そういう他の物資との関連からいたしまして、法的な強制手段によつてやるということとはなかなかむずかしいと思ひます。やることにはありますけれども、指導によつてやるということでは、実需者である農家側の消費あるいは購入の仕方の問題と、あるいはまた他方、生産者側、製造業者側の自衛といひますか、必要以上に余り目先を変えた銘柄の物を多数つくるということのないようにすること、それが生産の合理化にも役立つわけでございします。その辺の兼ね合いをどうするかという点につきましても、専門家あるいは実需者の意見を十分尊重いたしまして、今後慎重に検討していきたいというふうに思ひます。

○柴田(健)委員 局長、変な日本語でぐじぐじゆう言うからややくこくなるのであつて、資本主義で自由主義経済でございします、もういたし方ございせん、と、はつきり言うた方が映りがいい。

変なへ理屈を言うからややくこくなる。

正直に言つて、銘柄が非常にたくさんあるというところは、栄養価論というのか、栄養価論という面での試験が十分でないおそれがある。また、農林省がその栄養価を全部つかんでおるかどうか、非常に疑問がある。同時にまたコストの問題がある。一つの銘柄をつくるためにはほかの機械を全部とめるのですから、三日でも四日でも機械を全部とめてしまふのです。そういう不経済的な製造方式というものは農民が全部かぶつておるのではありません。コスト高については、コストを下げる、なるべく安いえさをつくり出すとあなたらは常に言うけれども、口でそう言うだけで、現実の姿は、それぞれの製造メーカーは一つの銘柄を製造するためにほかの機械を全部とめてしまふ。その機械はやはり償却資産ですから、償却して利益を上げるのにはかぬから、どうしてもコストが高くなるのはあたりまえのことだ。そういうことを平気でやらせておいて、自由経済だから仕方がないと言へばそれだけのものだけれども、農民が全部かぶつておるのですよ。そういう不合理なものは銘柄をもう少し少なくしないさい、コストを安くさせるためにはそれも一つの手段である、と、このようにわれわれは言つておるのです。

法案については、もう時間が参りましたから、もう長くやらぬでほかの同僚議員に残しておきますが、大臣が見えましてから、大臣に三つの点をお尋ねしたいと思ひます。

われわれはいつも申し上げるのですが、輸入飼料の数量の枠については政府が口を出さなければ、けれども、価格については、これも自由経済だから仕方がない、一切商社まかせだということですが、いつまでもこういうことをしておくと、政府が輸入飼料、国内飼料、自給飼料を含めて本当に抜本的に飼料対策をやつておりますかというところが言えないのではないかと気がするのです。この価格問題は常に変動が起る可能性がある。そこで、この点の商社まかせというのをこの辺で考え方をえたらどうかということが第一点。

それから、第二点は、またこれも麦だとかトウモロコシだとかいう作物が国際的に余りよくないではないか、どちらかと言へば豊作ではない、不作の方向ではないかということについて、そういう情勢について見通しがあるのかないのか。国際的には不作ではありませんが、豊作ですという認識を持つておるかどうかわかりませんが、われわれはこれはちよつと不作の方向ではないかと思つておるし、また、価格変動が起る可能性があるという心配があるので、これの見通しを聞かせてもらいたい。

それから、第三番目は、この間あなたは豪州へ行かれたのですが、また肉を一万トン入れる。これは政府全体の考え方なのか、あるいは農林大臣の個人判断で、農林省だけの判断で決断を下されたのか、この経過をお伺いしたい。

この三つの点について農林大臣からお答えいただきたい。

○安倍國務大臣 輸入飼料につきましては食糧物資の小麦、大麦のほかに大体一千万トンを超えるトウモロコシなどの飼料穀物が輸入されておるわけでございますが、この膨大な輸入飼料につきまして国が一元的に管理を行うということにつきましては、これはいろいろ問題があるわけで、トウモロコシ等の飼料穀物については、自由化をされましてもうすでに長くなつておるわけで、一元的に管理するということは国際的にも問題を生ずるおそれも多いわけでありまして、また、飼料穀物を国が一元的に管理するには相当な組織、機構、多額な経費を必要とする等の問題がありまして、この点はやはり慎重な検討が必要であると思つて、この点は、行政指導を行うとともに、配合飼料については、行政指導を行うとともに、配合飼料の価格安定特別基金制度を中心とする基金制度の運用によりまして、海外市況の変動による農家への負担を極力緩和する措置をとつておるわけでございします。

〔坂村委員長代理退席、委員長着席〕

さらに、いまお話しがございました輸入飼料につきましても、国際的な生産の状況はどうかということでありまして、現在私たちが入手しておる情報によれば、国際的に作付もふえておるわけでございまして、そういう面から現在価格は低下をいたしておるわけでございします。しかし、何としましても、六月以降の天候がどうなるかということが問題で、作付がふえても天候異変が来ればまた昨年のような状況にもなりかねないおそれもあるわけでございします。現在までのところでは、国際的には豊作であるというふうな判断の中で飼料価格が下がつておるというわけでございします。

なお、今回、牛肉の輸入の再開に当たりまして、六月から再開をするということにいたしましたわけでございします。その際一百万トンほど輸入するということを今回の日豪の閣僚会議においても私が表明をいたしましたわけでございしますが、これは政府としての決断でございまして、現在、牛肉については保管もいたしておるわけでございします。今後の需給情勢から見るとさらに保管をふやす必要があるというふうな考えまして、一百万トン程度は保管をする必要があるという判断のもとに決断を

いたしたような次第でございます。

○柴田(健)委員 一万トンの肉の輸入を再開するわけですが、消費の伸びということを考えると、そしてまた国内の畜産農家に影響を与えないという判断に立たれたかどうか、そういう自信があるかどうか、もう一回お答えいただきたい。

○安倍国務大臣 現在わが国において保管をしておる牛肉は大体二万六千トンばかり全体的にあるわけでございますが、今後の牛肉の需給の情勢から見ますと、価格の面におきましても強含みの状況であるわけでありまして、この秋ぐらいにはさらに牛肉の需要も高まってくるというふうに判断をいたしておるわけでございますから、新しい価格制度もできた今日において一万トン程度の牛肉をさらに国内において保管をするということは今後の牛肉の生産農家に与える影響はない、こういうふうに判断をいたしておるわけであります。

○柴田(健)委員 国内の飼料対策についてお尋ねしたいのですが、最近、飼料対策を本気でやるということで、農林省は安倍農政の中で攻めの農政ということでもなかなか勢いよく出発しておるわけですが、この中でえき対策が非常に強く出ておるわけですが、ところが、末端では、ただかけ声だけで具体的にはまだ何も出ておらないという不満がある。しかし、それはそれとして、これからどうするかという点で二、三お尋ね申し上げますので、お答えを願いたいと思います。

まず、御承知のように、日本の和牛、乳牛等畜産全体は、どちらかというと水田畜産、水田酪農、水田和牛ということで、水稲栽培との併用の畜産振興ということでそういう形にならざるを得なかったのですが、多少だんだん変わりつつありますけれども、依然として水田酪農であり、水田和牛であるという傾向が強いわけでありまして、これを大きく転換させていくといっても、牧野改良を思い切つてやるような可能地というものは、財産権の問題その他でいろいろうまくいかない、早急にはいかない、そういう弱さがある。当面使えるのは米の生産調整で休耕地というか遊休農地

がたぐさあるわけですが、この利用をどうするかということですが、いままでもそういう生産調整で休耕奨励金をもらって、人に貸して、酪農家はそれを借りている。今度は奨励金制度が打ち切られて、もう貸すのはやめたと言われたら、また依然として遊休農地として高度の利用という計画が崩れてくる。この点について、転作奨励金制度が打ち切られた後の休耕地の高度利用というものを思い切つてやるにはどういう処置をとろうとするのか、その考え方を聞かせてもらいたいというのが第一点。

それから、ことしの予算で飼料作物生産集団育成促進事業ということで、水田裏作のことをやろうということ補助事業予算を組んでおるのですが、いまの予算額では、これを調べてみてもはかばかしくいかなければ、これは微々たるものだ。これを大幅に予算を五十一年度でもふやすという考え方があるのかないのか、これをお聞かせ願いたい。それから、次は、飼料の生産、流通という二つの関連から、大型の農業機械なり、調整加工施設なり、大型の貯蔵施設というような方向へもうこの辺で持っていかなければならぬのではなからうか、そういう形で集団化の育成なり飼料基盤整備をやっていくべきではなからうか、たとえば家畜のふん尿の処理施設も思い切つて大型化していくというような構想をこの辺で具体的に打ち出すべきではなからうか、こういうふうに思うが、そういう考え方があるかないか、これをお尋ねしたい。

それから、その次は、牧草地の有害雑草をどう完全に駆除するか。いままでのようなささやかな駆除方式でなしに、恒久的に本当に日本の牧草地はりっぱな牧草地であるという形をつくり上げるためには、抜本的に土壌改良をやることも必要であるけれども、有害雑草の駆除を思い切つてやるべきではないか。たとえばワラビ、ゼンマイというようなあつく強い草は妊娠障害も起こすし、また、肥育管理から言っても、肉質低下、乳量の低下というように非常に障害が多く出てくる可能性

があるわけです。これらについて、思い切つてどういう形を取るか。いま、葉は、アーシランとかいう葉を一回はどばつと振って、それでけっこうでしたというやり方を指導しておるようですが、そんなことではいけない。この辺で技術的に思い切つた処置をとるべきではないかと思うが、その考え方があるかないか。

それから、牧草地の適応性というものが技術的にどのように研究されておるのか、この研究の成果はどうなっておるのか、地域的にはそれぞれの地域によって違いますけれども、それぞれの研究機関がどういう形でその点の研究をしておるのか、また、研究をどういう形でさせておるのか、それに対する研究費はどのような形で出されておるのか、都道府県にみんなまかせておるのか、お尋ねしたい。

こういう点をまずお答え願って、それからまた次にお尋ねしたいと思ひます。

○安倍国務大臣 飼料作物の転換につきまして、飼料の自給の向上の観点から見ましても、水田裏作の利用促進と合わせて重要であると考えますので、従来から、いま御指摘のございましたような生産性の高い飼料作物の生産集団を育成するとともに、共同利用の機械、施設の導入あるいは簡易な土地基盤整備の共同施行、畜産施設整備事業、稲作転換特別事業及び水田飼料作物推進家畜導入事業等を実施いたしておるわけでございます。これは予算措置も講じておるわけでございますが、こういう事業によりまして、飼料作物の作付の推進とその定着には努めてまいったところでございます。

さらに、五十一年度以降の稲作転換につきましての取り扱いをどうするかということにつきましては、米の需給の動向や、あるいは今後生産を拡大しなければならぬ作物や定着性の高い転作について、転作奨励の必要性、国際的な穀物等の需給動向、その他の経済事情等も十分考慮いたしまして、水田という耕地の持つ高い生産力を生かして、その総合的な利用を図るという立場で、米

対策全体の取り扱いの検討を行つておるところでございますが、この検討につきましても、飼料作物転作の実情は十分念頭に置きましてその取り扱いを進めてまいりたい、こういうふうに考えておるわけでございます。

なお、その他有害雑草の排除であるとか、あるいは土壌改良あるいは牧草地等に対する研究の改善等につきましては、関係の局長から答弁をいたさせていただきます。

○澤邊政府委員 飼料作物の集団生産組織の育成の問題につきましてもお尋ねでございますが、これは四十九年度から飼料作物の生産振興対策ということで、飼料作物の増加面積に対しまして反当幾ら、多いのは七千五百円、少ないのは五千五百円というように、その間三段階に分けて奨励金を出すということによって飼料作物を促進しておるわけでございますが、その際も、飼料作物につきましてもやはり集団的に栽培をするという方向で助成をいたしておるわけでございますが、五十年年度予算におきましては、御承知のように、特に水田の裏作に飼料作物の導入を行いますために、それを促進するためには、特にこれも集団的な作付を組織によって行う必要があるという観点から、水田裏作地等の不作付地を対象として、期間借地あるいは作業の受委託等による土地集積を促進いたしまして、それによって飼料作物の生産集団と、その中での中核になる生産の担い手を育成するというために、それに必要な土地を集めるためにいろいろ協議をしたりするための経費、あるいはあるいはあつせんしたりするための経費、あるいは作業の受委託を促進するための経費、あるいは担い手を育成するための、中核農家に對する記帳手当とか、あるいは後作、表作の米等の作期を調整したり、あるいは裏作を行うことによりまして地力が低下する場合もありますので、地力を増進するために必要な経費等を集団に対して援助するとか、そういうことを五十年年度から始めたわけでございまして、これは来年度以降、今年度の実績も見た上で強化をしていきたいというふうに考えておりま

す。

なお、以上申しましたのは、畜産局におきまして飼料作という作物を特定いたしました。集団的な生産組織を育成するための予算について申し上げたわけですが、他の局で、特に作物を特定せずして、いろいろな集団的な組織を育成するための事業をやっております。たとえば高産率集団の生産組織の育成対策とか、あるいは今年から新たに行います土地利用型農業中核小集団育成対策とか、これらはいずれも作物は特定いたしておりませんが、集団的な生産組織を育成するために助成をしておるわけでございます。それらの中にも当然飼料作物も入っておりますので、これらの事業におきましても、集団的な飼料作物の生産組織を育成するということを促進をしていきたいと思っております。

いずれにいたしましても、今後飼料作物の導入あるいは作付の増加を図ってまいります。これは個々ばらばらでやるのではなくして、集団的な組織で能率的に実施をするということが必要でございます。今年度の実績を見ながら、来年度以降も、できますれば予算を一層拡充充実にしていきたいということで検討したいと思っております。

なお、大型化の問題につきましては、ふん尿処理とか、あるいは加工調整、これは飼料作物の加工調整の御趣旨かと思っております。施設の大型化を図る必要があるという点は御指摘のとおりでございます。現在、ふん尿処理につきましては、環境整備集落群の育成事業とかいうこともやっております。これらも飼料作物の集団組織の育成と関連させながら運用することによりまして、能率的な加工調整あるいはふん尿の処理ということもできるように実行上配慮してまいりたいというふうに思っております。

なお、ふん尿処理の問題につきましては、単に浄化装置をつくるとか機械設備を設置することによりまして処理を円滑化し、黄公害の発生しないように適正な処理をするということだけではなくして、耕種農業と結びつけた形でふん尿を土地に

還元するというようなことを個別経営内で、あるいは個別経営内でできません場合には、地域で農家ごとには耕種農家と畜産農家をうまく結びつけることによりまして土地還元をしていくということがふん尿処理の能率的な、コストの安いやり方として望ましいと思っております。また、地方対策としても望ましいことでございますので、それらのことも考えながらやってまいりたい。そのためにも集団的な生産組織を育成することが地域的な組織づくりのために必要だというふうに考えております。

それから、次に、雑草の問題でございまして、御指摘のように草地造成後の雑草の問題は実は頭の痛い問題でございまして、基本的に言いますと、わが国の草地の造成技術あるいは管理技術というものは比較的历史が新しいわけでございます。三十年代から本格化したというように、品種の問題あるいは肥培管理の問題、あるいは造成の問題もありません。それらが技術的には他の作物と比べてまだおくれた段階でございまして、技術開発、技術の革新ということもやらなければいけないわけでございまして、一つは、御指摘がございましたように、草地造成開発をやります場合の事前の調査を十分やっていくということが必要だと思っております。土壌調査なりあるいは植生の調査等を十分やります。その土地、立地条件あるいは土壌条件等に適合した草の種類を選び、あるいは作付を選んできくということが必要になるわけでございます。

そこで、雑草が非常に繁殖するというような原因は何だという点を調べてみますと、いろいろな原因かと思っております。まず不適切な放牧あるいは採草、これは過放牧とかあるいは牧草の刈り取り回数が多過ぎるというように、このために牧草が雑草に負けてしまふという原因による場合もありませんし、あるいは肥培管理が適切でないために牧草が育たなくて雑草に負けてしまふという場合もあります。あるいは雑草の駆除の不徹底

底ということも見られますし、あるいは、そもそも品種が適当でないということもあります。特に、わが国の場合、耐暑性、暑さに強い品種を西日本においては入れていく必要があるわけでございしますが、どうしても寒冷地向けの品種が従来入っておりますので、これが暖地について適当でないという面も見られております。暖地向けの夏枯れに強い品種もだんだんできてまいりましたので、それらの適当な品種を入れるように指導していくということが雑草を繁殖させないということのために必要なのでございます。四つばかりいろいろ原因がございしますので、それらの原因を除去するための技術指導等につきまして今後重点を置いていきたいというふうに考えております。

また、そういうように草地といたしまして退化したようなところ、雑草が繁殖して草地が退化したようなところにつきましては、草地の更新というところにつきましても今後指導し、できますれば助成の道も開きたいということで検討しておるわけでございます。

○小山(義)政府委員 牧草についての研究についてお尋ねがございましたのでお答えをいたします。関係の試験研究機関としましては、国の草地試験場が中心になりまして、北海道、東北、九州の各地域農業試験場が協力をいたしまして、研究勢力としては、研究者が約百六十人おります。そのほかに十県に指定試験を設けてまして、これは国の全額委託でやっております。これに従事しております研究者が五十人、合わせまして約二百人が牧草の研究に取り組んでおるわけでございます。

いまのところ品種の育成が中心になっておりますが、すでに約三十種類の新しい品種ができております。その中には非常に研究のおくれております暖地型の牧草の新しい品種も出ておりまして、外国から輸入しております品種に比べて一割程度以上の増収が実現しておるわけでございます。問題は採集がむずかしいという点がございします。

お尋ねの地域性の問題でございしますが、一つは、それぞれの地域の地形の状況に応じて草地造成を普通の大規模機械を使って耕耘していくということが必ずしもできない地域もございします。で、そういうところについては踏耕法でやる。その場合に、研究の課題といたしましては、放牧の時期だとか放牧の密度だとかいうようなことを実地についていま研究成果を取りまとめおるわけであります。そのほか簡易機械工法の開発をやるというふうなことも等々、草地造成についての研究課題がございします。

そのほかに、地域性としてしましては、北海道と九州とを比べますと、牧草の育成可能期間が非常に幅が違っております。北海道では普通約百五十日と言われているようなことがございします。で、それに比べてそれぞれ適用品種を選定していく。特に、九州等二百五十日もございしますと、むしろ寒地型の牧草と暖地型の牧草を組み合わせていくというふうな工夫が可能になってまいります。そういうことをそれぞれ地域の、国の試験研究機関が中心になって進めておるわけでございます。

これらに必要な予算につきましては必ずしも十分でない面がございまして、予算の計上については非常に努力をしておるところでございしますけれども、国の牧草飼料作物についての組織的な大型研究等を中心にいたしまして、約六億円の予算の計上をいたしております。

そのほかに、先ほど申し上げましたように十県、各県に指定試験を設けておりますが、そういう指定試験の委託費が二億四千万、あるいはさらに総合助成等の補助金で数千万というふうな単位の予算を計上しておるわけでございます。

○柴田(健)委員 小山事務局長さんがわざわざ答弁に立たれたからと二つ三つお尋ねしたいのですが、私たちは、自給飼料率をどう高めるかということが鋭意努力しなければならぬと思っております。そういう立場から、研究が二つの点にしなければならぬと思うのです。

小山事務局長からお答えを願いたいのですが、流通飼料をどう節約するかという観点に立って、自給飼料の有効利用体系、要するに主要粗飼料と言われるイタリアンライグラス、ソルゴ、ヒエというようなものを使つてのイタリアンサイレージの品質の泌乳性、そういう面の影響がどうあるのか、どういう研究をされているのかという、その研究成果と、それからもう一つは、粗飼料の合理的栽培という体系と、栽培から調製、給与別の栄養損失についてどういう研究成果が出ているのかということ、この二つの点について小山事務局長からお答え願いたい。

それから、厚生省に伺いますが、法の二十二条で「厚生大臣は、公衆衛生の見地から必要があると認めるときは、農林大臣に対し、第二条第三項の指定、第二条の二第一項の規定による基準若しくは規格の設定、改正若しくは廃止、第二条の六の規定による禁止若しくは第二条の七の規定による命令に関し意見を述べ、又は当該禁止若しくは当該命令をすべきことを要請することができ」というようなまことに抽象的な文章になっているのですが、これで厚生省は、責任を持って厚生省の立場で、間接に人体に影響を及ぼすようなものについて、食品衛生法に基づいて完全なる提議をしてこの意見が十分反映できるようにできると思われておるのか、これを厚生省の方の担当官にお答え願いたい。

以上で私の質問を終わりますが、まず、小山事務局長の方から、二つの点について答弁をお願いします。

○小山(義)政府委員 お答えいたします。

粗飼料の自給の増強につきましては非常に大事な問題でございますが、その場合、いままではむしろ麦を食用の穀類で考へておりましたけれども、大麦の飼料化を進めるといふようなことを中心にいたしまして新しい品種を最近出してありますが、そのほか、ただいま御指摘のございましたヒエとか、そういう従来より注目をされていなかった作物についての飼料化というふうなことに

ついて、これは研究が若干おくれれておるといいますか、あるいは正確に言えば中断をしてきた経緯がございます。最近そういう点については研究者の方でも大分見直しが行われておりまして、これから鋭意努力をしたいというふうな状況でございます。

なお、サイレージの問題につきましては、これは普通の技術はすでに普及をしておる段階に来ておりますけれども、非常に品質の高いサイレージを大量に一時につくっていくにはどうしたらいいかというふうな点についての研究課題を一つ持っております。

それから、いま一つは、粗飼料の流通化という問題が先ほど先生の御質問の中にもあったかと思ひますけれども、このサイレージをある単位で区切りまして、それで流通を図っていく。その場合に二次発酵が非常に問題になってくるわけでありまして、二次発酵を抑えながら、私ども小型のコンテナ方式と云つておりますけれども、そういう形のサイレージの流通化を図っていくというふうな点について進めております。なお、それ以外にも、そういう青刈りサイレージやなぐて、グレーンのもので中心にいたしまして、稲わら等をコンバクトにしてヘイキューブのような形にして成形をして流通化をしていくというふうなこともいろいろ進めております。

私ども研究者のいまだ若干立ちおくれしていた点を指摘をされて、歯切れのいい答弁ができないといひますか、研究の成果がでないのはまことに残念でございますが、いましばらく時間をかしていただきたいと思います。

○柴田(健)委員 もう済まそうと思つたけれども、あなたのお答弁では、日本の技術局長としては非常にお粗末じゃないですか。あらゆる試験機関を動員しても試験をしないやいかぬのじやないか。いま私の申し上げた点がともに答弁がでないようでは、日本の飼料対策が技術的に見ていかに非常におくれれておるかということですよ。それはもっと反省してもらわなきゃ困ります。

よ。一番大事なところを一つも研究してないといふのはおかしいじゃないですか。まあ、それはいづれまた後であなたと論争するけれども、それはもっと勉強しないやい。

では、厚生省から答弁してください。

○岡部説明員 家畜等の肉あるいは牛乳等食用に供される生産物は、当然に食品衛生法の対象になるものでございます。それに、いま提案されております法律は、飼料あるいは飼料添加物の段階におきましてこれを規制して、健全な畜産物が生産されるということが目的でございます。当然食品衛生法を踏まえてこの規格、基準が定められるものでございます。したがって、もし万一、飼料あるいは飼料添加物が原因となりまして食品として不適当なものが生産されるというふうなおそれがある場合には、これらの基準あるいは規格について厚生省は農林省に對して意見を述べるといふことになっておるわけでございまして、農林省では、この意見に従ひまして当然適切な措置が講ぜられるものでございます。

以上でございます。

○柴田(健)委員 時間が来ましたので、終わります。

○澁谷委員長 今井勇君。

○今井委員 今回の法案に對しまして、基本的な問題を幾つかお伺いしておきたいと思ひますが、大臣が途中で退席をされるようでございますので、最初に大臣に包括的な問題をお伺いをいたしたいと思ひます。

(委員長退席、藤本委員長代理着席)

わが国の畜産の問題は、国民のたん白資源としては重要な役割を持っております。魚とほとんど同程度のたん白資源の割合を示しております。また、農業の中で占めます位置も、産出額を見ましても、約二五％、四分の一近くが畜産でございます。しかし、わが国のこの畜産を支えます基盤が申し上るか、その飼料の問題については、残念ながら非常に脆弱でございます。大半を輸入飼料に依存しなざるやないというの

残念なことでありまして、そのためにわが国の畜産は、数量はもちろんのことでありますが、価格も非常に不安定でありまして、畜産農民が非常に心配をされている点もそこにあると思ひます。特に、一昨年から配合飼料の価格が大変に上がりまして、畜産農民が畜産危機と言つて騒いだのも、その原因はそこにあるかと思ひます。

そこで、長い目で見まして、大臣は日本の今後の畜産というもののあり方を一体どう考へておられるのか、まずそこあたりから伺いたいと思ひます。

○安倍國務大臣 畜産物に対する需要は、今後の国民経済の発展に伴ひまして、基本的には増加をするものと考へておるわけでございまして、そういう意味で、畜産はわが国の農業の重要な柱として今後とも発展をすべき部門であると思つております。

しかし、いま御指摘のように、最近における畜産の情勢は、これまでのわが国の急激な国民経済の発展の中におきまして、国際的な飼料穀物の需給事情に大きな変化が見られたわけであります。か、あるいは畜産物の消費の停滞、経営用地の取得難、畜産による環境汚染問題の深刻化等、種々な問題に直面をしておることは御存じのとおりであります。

こういうふうな情勢に對処して今後の畜産の安定的な発展を確保していくためには、最近の飼料需給の逼迫に對処して、粗飼料の生産の増大と大家畜に対する粗飼料給与率の改善を図ることにより飼料自給力の向上を第一に図つていかなければならぬわけであります。そういう立場から、今回の予算におきましても粗飼料の緊急対策措置を講じたわけでございます。

その他、優良家畜の改良普及、経営技術の向上等によるところの生産性の向上、あるいは耕種農業との連携による家畜のふん尿処理の合理化、これは最近土壌が悪くなつてきているという意味において、地力を培養するためにける耕種部門との一体化というものが必要であらうと思つてわけ

あります。あるいはまた、畜産物価格制度の適正な運用による畜産経営の安定、今回牛肉につきまして新しい価格制度を設けたということも、こうした意味における畜産経営農家の経営の安定ということに留意を置きました措置でございます。さらに、畜産物の流通の改善による畜産物の消費の促進等を図る必要がございます。

そういう意味におきまして、生産面あるいは価格面、流通面につきましての総合的な対策というものを強力に実施していかなければこれからの畜産経営の安定は図っていけないというふうな立場から、わが国の農政の基本的な重要な柱として今後とも畜産行政を進めていきたい、こういうふうに考えておるわけであります。

○今井委員 確かに申し上げるとおり、わが国の畜産の問題を論ずる場合に、飼料の安定供給ということがまず大事であらうということはお説のとおりだろうと思ひます。

政府の資料を見ましても、飼料の中でも、配合飼料の生産量というものは本当に飛躍的に伸びております。四十年が八百万トン、これが四十八年で千八百万トンということでございます。わが国の畜産は配合飼料に片寄り過ぎておると思ひます。

そこで、先ほど大臣が指摘されました粗飼料の問題でありますけれども、粗飼料の増産を積極的に推進するんだというふうに言われましたが、その具体的な施策について、長期的な観点に立つての御答弁をいただきたいと思ひます。

○安倍国務大臣 粗飼料を増産していくということは、今後ともわが国の畜産の増産をしていくという意味におきましては非常に大事なことであります。特に、大家畜につきましては、粗飼料増産ということが大切でありまして、そういう意味で、五十年度の予算におきまして、粗飼料の緊急増産対策費というものを新しく予算に計上をいたしまして、積極的に粗飼料の増産を進めていくわけでございますが、そのために、裏作を活用していくとか、あるいはまた未利用地の活用であ

るとか、不作付地の利用であるとか、わが国における粗飼料増産については、今後ともまだまだ相当の増産をする余地があると私は考えておるわけでございます。

それらにつきましては、現在の予算では十分でございせんが、今後さらに積極的な姿勢で粗飼料対策には進んでまいりたい、こういうふうに考えるわけでございます。

○今井委員 大臣の御答弁のとおりでありまして、こういう問題は一年、二年ということではなかなかできないわけでございますから、どうぞひとつ長期な計画を立てられまして、その長期な計画に基づいて一步一步前進するように、予算の面での御配慮をぜひお願いをいたしたいと思ひます。

それから、四十八年度の千八百万トンの配合飼料の内訳をやはり政府資料で見ましても、トウモロコシ、コーリヤン、これはマイロでありまして、合わせまして約一千万トン、これは日本でつくろうと思つてもなかなかつくれぬものでもありましようが、残数が八百万トンあるわけでございします。その中には、国内で生産しようと思えば生産できないこともないものがあると思ひます。そういう限られた濃厚飼料についても国内でできる限り生産を推進すべきだというふうに思ひますが、これについて政府の見解を承つておきたいと思ひます。

○澤邊政府委員 粗飼料の増産を図ることとが基本でございしますが、中小家畜等につきましては、今後飼養頭数の増加に際しまして需要も一層ふえるわけでございします。もちろん、濃厚飼料につきましても、安定的な供給の確保を図るということが大事になるわけでございします。

そこで、濃厚飼料の原料になります飼料穀物でございしますが、トウモロコシ、マイロが実は主体になっておるわけでございします。それに小麦、大麦が加わり、その他各種の飼料原料が使われておるわけでございしますが、大宗になりますトウモロコシ、マイロの国内生産をやるべきではないかと

いう御意見も一部にあるわけでございします。われわれはこの問題は今後時間をかけながら検討する必要があると思ひますが、現段階におきましては、わが国の土地条件あるいは農地の利用状況等から見まして、トウモロコシ、マイロは御承知のように夏作物でございします。他の作物との競合等もございします。そういうこと、あるいは、これは、非常に大規模で粗放な経営によつて主要な生産国において生産が行われてコストが非常に安くなつておるわけでございしますが、作物的にもそういうところに向いておる作物だと言われておるわけでございします。そういう点から、わが国のような非常に土地の狭いところで能率的に生産をするということがなかなかむずかしい面がある。したがひまして、労働生産性の格差も現状においては非常に大きいという点がある。これは風土上の制約から言ひまして、収量がわが国では非常に不安定であるというふうないろいろな困難な事情がございします。これらも克服することは相当研究を要するわけでございします。現状において直ちに国内生産をふやすということに踏み切るには余りにも問題が多過ぎるということで、将来の研究にゆだねておるのが現状でございします。

しかしながら、ほかの飼料穀物について見ました場合、やはり問題になりますのは麦でございします。特に大麦、裸麦につきましては、飼料原料として非常にいいものでございします。これを何とか国内で生産できないかということで、食用麦を含めた麦の生産振興対策の一環といたしまして、できるだけ国内で生産を、飼料用のものとしてでも拡充をしていきたいということを考えておるわけでございします。これは水田裏作をかなり使つておるわけでございします。現在裏作の作付率が非常に減つておりますので、これをいかにふやしていくか、あるいは遊休しております耕地をいかに活用して麦作を奨励していくかということが今後ポイントになるわけでございします。

先般来検討しておりますところの、近く正式決定をする予定にしております六十年度の生産目要、

生産見通しにおきましては、とりあえず三十万トンの飼料用の麦の生産を目標といたしております。これを行いますためには、食用麦と同様でございしますけれども、生産奨励金の交付を、現在やつておりますものを今後さらに充実していくというふうなことも必要になると思ひますし、飼料用麦の生産、貯蔵あるいは利用に必要な機械の導入を促進していくというふうなことも必要になるわけでございします。

最後に申しました機械、施設の導入につきましては、先ほど大臣からお答えがございました緊急粗飼料増産総合対策、今年度から実施する予定にしておりますもの、この中におきましてメニューの一つとして取り上げまして実施をしております。たいというように考えておるわけでございします。飼料穀物全体の中では、当面は麦に重点を置いて考えていきたいということでございします。

○今井委員 そのように国内生産を麦を中心にしていくというふうなことは、私もそのとおりだと思ひますが、しかしながら、先ほど申し上げたように、大宗を占めるトウモロコシあるいはマイロというのは日本ではなかなかできないというところであります。こういうふうな日本できないものは海外に依存しなければならぬ。しかも、そうすると、そういうふうなものを安定的に日本が確保するための措置というものが必要であらうと思ひます。

そこで、たとえば長期の契約を結んで短期の変動に耐え得るようにするというふうな方法もありましようし、また、備蓄を推進しておいて年々の過不足を補うという方法もあらうと思ひますが、こういった長期契約あるいは備蓄の問題についての政府の見解はいかがですか。

○安倍国務大臣 飼料穀物につきましては、これは作付も国際的に伸びておるわけでありますし、豊作だというふうな見通しで現在価格も低落をいたしておるわけでございしますが、しかし、何としても天候によつて大きく左右されるわけでございしますから、六月以降の天候を見なければ最終

的なことしの生産というものは把握できないわけ
でございまして、しかし、長期的に見ますと、穀
物等につきましては今後とも逼迫を避けていくと
いうような情勢にあるというふうには私は判断をい
しておるわけではございません、また、世界的にも
在庫の方はこれまでと比較しますと相当低い水準
にあるわけではございません、そういうものに対
処して今後とも我が国の輸入に頼らなければなら
ない飼料穀物についての総合的な対策というもの
を樹立をしていかなければならぬわけではござい
ます。私たちはそういう意味で安定的な輸入を図っ
ていくということを農政の大きな課題といたして
おるわけでありまして、安定的な輸入を図って
いくためには、いまお話しがございましたように、
やはり長期あるいは中期にわたるところの国際的
な取り決めというものを結んでいく必要があるの
ではないかというふうに判断をいたすわけであり
ます。

私は今回も豪州に参ったわけではございますが、
その際、砂糠につきまして豪州からの長期的な取
り決めが民間で行われて、政府もそれに對し
て協力をいたしましたが、これにつきましても非
常に評価をされておるわけでありまして、穀物等
につきましても、今回の会議等におきましても長
期的な取り決めという問題が検討の課題になりま
して、私もこの安定輸入のための長期取り決めと
いうことについては積極的に検討する意向を表明
いたし、豪州側としても検討するというような考
え方が示されたわけではございますが、豪州のみな
らず、アメリカその他の主要な輸出国との間に
ついては、今後の穀物の需要の逼迫という面から長
期、中期の契約というものをやはり考えていかな
ければならない、いま穀物が安くなったからとい
って、そのまま放置しておくべきではない、そう
いう長期、中期の取り決めというものは政策の大
きな課題として考えていくべきじゃなからうか、
と思うわけではございますし、同時に、また、備蓄
の点につきましても、現在国内において多少の備
蓄はいたしておるわけではございますが、国際的に

も世界食糧会議等においても一つの大きな課題に
なっておるわけではございまして、われわれもこれ
に協力する考えを示しておるわけではございますが、
わが国としても、そういう中であって、備蓄問題
というものの、これからの政策の課題として、む
しろ積極的な姿勢で取り組んでいくべきじゃない
だろうかというふうには判断をいたして、そういう
立場でもって今後とも食糧政策を進めていき
たい、こういうふうに私は考えております。

○今井委員 問題がらよと飛びますが、大臣が
おられるうちに石油たんの問題について大臣の
お考えを聞いておきたいと思ひます。

新しい飼料資源としての石油たん白について、
今回の法改正によりまして飼料化の道を開くので
はなからうかという不安があるようにも聞いてお
ります。これに対して国民の懸念を晴らす必要が
あるうと思ひますが、石油たん白の飼料化に對す
る基本的な農林省の考えを大臣の口から聞いてお
きたいと思ひます。

○安倍国務大臣 石油たん白につきましては、こ
れは国会でもしばしば答弁をいたしておるわけ
でございまして、国民の一部において飼料化を認め
てはならないという要望が非常に多いという、そ
ういう国民感情があるわけではございまして、また、
安全性につきましても確認がされていらないとい
うふうな事情から見まして、私は石油たん白の飼料
化につきましては当面は不適当と考へており、す
でに明らかにしておるとおり、安全性が確認さ
れ、かつ、国民的な合意が得られない限り飼料化
は認めないというのが私の基本的な考え方では
ございまして。

は施設等について必ずしも十分ではないというふ
うに聞いておるわけではあります。したがって、こ
の新法を厳格にしか国民の安心がいくように施
行するためには、そういった面の、特に試験ある
いは検査体制というものの拡充強化を図る必要が
あるうと思ひます。また、検査業務に對します予
算の推移を見ましますと、五十六年度で約一
億六千万円くらいでございまして、四十六年度等
に比べてみますと、四十六年度は約六千万円であ
りますから確かに増加はしておりますが、これは必
ずしも十分ではないかと私は思ひます。

したがって、この点について、大臣は一体どの
ような所見でこの検査体制あるいは研究体制を進
めていかれようとするか、基本的な考え方だけで
結構ですから御披露いただきたい。

○安倍国務大臣 飼料の検査機関は、国の検査機
関として全国六カ所に肥飼料検査所があるわけ
であります。各都道府県におきましても検査機関を
設置いたしております。従来、本法に基づく立ち
入り検査により収去した飼料の成分検査、異物検
査は、国、都道府県において検査対象等を調整の
上実施をいたしてまいりましたわけではあります。飼料の
安全性等にかかわる有害物質等の汚染実態の把握
等は国の検査機関が対応してきております。な
お、飼料に起因するところの事故発生による原因
物質等の究明等につきましても、従来から家畜衛
生試験場その他試験研究機関の協力を得て対応し
てきたところでございまして。

また、飼料の安全性にかかわる PCB あるいは
アフラトキシン、残留農薬、重金属あるいは病原
微生物の混入のおそれのある飼料、さらには飼料
添加物の検査につきましては、国の検査機関にお
きまして、従来関連業務として適宜実施をしてき
たところであります。今後は、法改正の趣旨に
かんがみまして、国の検査は安全性に関する検査
に重点を置くことといたしまして、このための技
術者の確保、分析機器、施設等の整備、技術の習
得等により一層検査体制を充実強化することに最
大の努力を傾ける方針でございまして。

また、都道府県の検査機関につきましては、四
十六年以降機械器具の補助を実施いたしてござい
まして、その整備に努めておるところでございませ
う。なお、本法の改正が行われれば、来年度予
算ににつきましては、それに対応する予算の整
備獲得には全努力を傾注しなければならぬこと
は当然であるというふうに思ひます。

○今井委員 いまの大臣の御答弁で、最後のとこ
ろに、来年以降に對する御覚悟のほどがございま
したが、私も期待をいたしておりますから、攻めの
農政の大臣がこういう面の整備強化に對してどう
ぞ格段の御努力をいただきたいと思います。

それからもう一つだけ伺ひますが、第八条に
「表示の基準」がありますが、私どもが選挙区へ
参りまして農民に聞きますと、素朴な農民の声と
して、いろいろ配合飼料にはまじっているんだ
が、どうせやっていたら非常に安心じゃないかと
を表示していただきたら非常に安心じゃないかと
いう声があるわけなんです。ところが、本法によりま
すと、第八条で「飼料の消費者がその購入に際し
栄養成分に関する品質を識別することが著しく困
難である飼料で、云々」ということになっているわ
けですが、そういう素朴な農民の声に對して、こ
の「表示」というものがこういう第八条のような形
になったというところは画面点晴を欠くような気が
私はいたしますので、その点について基本的な考
え方をお聞きしておきたいと思ひます。

○澤邊政府委員 品質の表示制度を今回の法律改
正におきまして拡充をいたしたいという考へ
で、立案過程におきましても種々検討いたしたわ
けでございまして。昨年の本委員会におきまして
も、多数の委員から、飼料の原料の配合率をでき
るだけ、といひますか、あるいは全部表示させる
べきであるという御趣旨の御意見が多数出されて
おりました。われわれは、その点も十分検討いたし
たわけではございますが、法律には直接文言上出て
まいりませんけれども、われわれは現在考へてお
ります考え方の基本について申し上げてみたいと
思ひます。

まず、農家が家畜に飼料を給与する場合、その必要な給与量は、家畜の飼養標準というものがございまして、それをもとにいたしまして、必要なTDN、DCP量、あるいは燐とか、カルシウムとか、あるいは粗たん白、粗灰分、粗繊維、粗脂肪とかいったものをバランスを考慮して給与量を決めていくというのが通常でございましてけれども、使用する配合飼料に含まれておるTDNとかDCPとか、燐、カルシウム等の値が適正に表示されておれば飼料管理上は大体支障がないのではないかと、原料が何であるかということとは必ずしも必要ではないのではないかとこのように考えるという点が第一でございまして。

それから、配合飼料の配合割合につきましては、実は、これは、個別のメーカーにとりましては、唯一の研究開発の成果といえますが、そういう面がございまして、そのメーカーの製品の特徴になっておりまして、そこいろいろな技術面での競争が行われておるわけでございまして、それを優良企業が配合割合を全部表示するという形で公開するという点になりまして、すぐにこれを他のメーカーが模倣してしまうという問題も実はあるわけでございまして、場合によっては、模倣した上で不正な競争手段で安売りをするとかいうようなことも考えられなくはないわけでございまして。そういう点から、メーカーの品質改善の意欲を、全部表示をさせるということによって、公開をさせるということによって阻害する心配はないかという点があるわけでございまして。

それから、もう一つ、三番目には、飼料穀物の国際的な需給事情、価格事情というものはそのときによってかなり変化する場合でございまして。したがって、一般に、使用原料、特に飼料の配合割合という点、使用割合といいますが、これはそのときどきの需給事情、価格事情によりましてふやしたり減らしたりしておるわけでございまして。ただ、成分は変えないようにして、同じ成分のものをつくるために、どのようにして安い原料を手に入れてうまく組み合わせさせて配合して同一成

分のものをつくり上げるかというところに苦心が存するわけでございまして、そのようなことがしよつちゅう行われておるわけでございまして。そういたしますと、それに対して全部表示義務を課するという点になりまして、表示票の書きかえといいますが、印刷とか添付とかいうことについて迅速に対応するという点とはなかなかむずかしいということが実態面であるわけでございまして。

諸外国の例もいろいろ調べてみたわけですが、全部が全部調べたわけではもちろんございせんが、主要なところを調べてみますと、私がいま申し上げたような理由があつてだと思ひますが、配合割合の表示を行つてゐるところは、われわれの知る限りでは全面的に行つておるというところはないようでございまして。一部についてはもちろん行つてゐるというところはわれわれもやりたいと思つてゐますし、諸外国でもやつておるという点も、全原料の配合割合を表示させるという点も、これはやつておらないのが一般でございまして。

わが国の場合におきましても、他の物質について調べてみましたが、食品衛生法の食品関係の表示あるいは農林省でやつておる日本農林規格の表示等におきましても、原材料の配合割合の表示は通常行つておらないという点もございまして。

それらのことも考えまして、私どもは、現在、全面的に表示義務を負わせるということは無理ではないかという点で、主要なものにつぎましては、もちろん表示義務を課することにいたして表示を義務づけるという点も、あらゆる原料につぎまして表示を全部表示を義務づけるという点とは困難ではないかというように考えております。

○今井委員 もう少し局長に念を押しておきますが、ただいまあなた方は行政指導でいろいろと原料等の表示をさせておられますね。あるいは、現在の法律でも成分等の表示票があり、現在やつてお

られる程度の材料なり原料なりの表示というものから後退をしない、前進をするのだという理解でよろしうございませうか。その点はどうか。○澤邊政府委員 もちろん、原材料名は全部書かせるように現在行政指導でやつておられますけれども、これを法律上はもう少し義務づけることにいたしまして、先ほど言ひましたように、TDNとか、DCPとか、あるいは燐、カルシウムというようなものはいままでやつておりません。これを新たにやることにするということも、もちろん現在より後退ということはありません。むしろかなり前進させるつもりでおりますけれども、あらゆる原材料の配合割合を全部記載させるということは無理ではないかというふうに考えておるわけではあります。

○今井委員 それじゃもとに戻りまして、少し細かい質問をしたいと思ひます。

最近、配合飼料が数度にわたつて値上がりしたものですから、農家によつては、配合飼料中心のいまの経営から、自分の家で調達できる自家配合といひまじやうか、そういうものを使つて畜産をやつていこうじやないかというふうな希望する農家が間々あります。間々というより相当あります。私はこれは大変大事なことであると思ひます。わが国で配合飼料がなかなか自給できないですから、そういう希望は大事に育ててやる必要があつたと思ひますが、これに対して農林省は何か腹案がありますか。

○澤邊政府委員 先ほども問題が出ました配合飼料の銘柄が非常に多いということと並んで、配合飼料を余り使い過ぎてゐるではないかという御意見があるわけでございまして。メーカーの商業政策に乗せられ過ぎて農家が配合飼料に余りに依存し過ぎてゐるというような御意見があるわけであります。大家畜につきましても粗飼料の給与率をもつと高める必要があるという点ももちろんございまして、濃厚飼料につきましても、配合飼料という形ではなくて、単体で使うとかあるいは自家配合をやるというようなことで、自分の家畜、

自分の飼育方法に適したえきを使う、あるいはまたコストも安くなるというような点から、自家配合をもつと奨励すべきではないかという御意見が多いわけでございまして。

そこで、現状を見てみますと、政府操作飼料の大麦だとかふすまなどの単体飼料が比較的潤沢に入手できるような、これは大家畜中心でございまして、そういうような地域の酪農なり肉用牛経営におきまして自家配合というものはふえてきておるというふうにも見られます。また、完全配合飼料ではなくて、二種混合飼料が入手しやすいトウモロコシ等の輸入港隣接の大規模な養鶏、養豚経営において、二種混合飼料を使つて他のものを添加して自家配合をやるというような利用が増加する傾向があるわけでありまして、これは自家配合を行うことによりまして購入配合飼料を使う場合よりもコストが割に安くなるということと、それから抗生物質等の添加物を余り使つていない安全度の高いものに対する要求を満たすことになつてゐるわけでございまして。そこで、われわれの推定では、自家配合飼料の使用量は五十万トンないし六十万トンではないかというふうに推定をいたしております。

そこで、このような自家配合につきましても問題になりますことは、家畜栄養バランスを維持していくという点からいひますと、高い技術水準にある人がやらないと栄養バランスを失つる場合がある。これは完全配合飼料ということになりますと大体栄養バランスはとれてゐるわけでございまして、自家配合でやる場合、そういう栄養水準についての知識がない人がやると栄養バランスを失つるという点もまたあり得るわけでございまして。それによつて畜産物の生産に悪影響を及ぼすという場合もなきはないわけでありまして。また、自家配合する場合の主原料になりますトウモロコシは、御承知のように国内産でん粉産業保護の立場から、単体として使用する分については免税措置がないわけでありまして。現在トウモロコシ八千六百円の関税が課されております。したがつ

て、配合原料として単体飼料を使う場合には、それに対しては関税がかかるという点が一つと、それから、農家の立地条件等によつては、自家配合する場合のトウモロコシ以外の副原料の入手が非常に困難である、むしろ配合飼料を買う場合よりも割り高になるというような立地条件上の不利なところは、そういうような例もあり得るので、それらを一切無視して全面的に自家配合をやるのが好ましいというところは言えない面がございます。

〔藤本委員長代理退席、委員長着席〕

したがって、一定規模の経営条件を有し、自家配合に適する畜産経営者につきましては、混合飼料の場合には配合飼料の場合と同じように免税になりますので、そういう混合飼料及び各種の副原料が円滑に入手できるような流通面での整備を図るとともに、先ほど言いましたように技術水準も上げていかないと逆の面が出てくるというところでございます。現在一〇％課税されております輸入割り当て制トウモロコシ等につきましても、他用途への転用防止の保証によつて国産でん粉保護との調整を図りながら関税の減免措置を講ずることができますれば、単体飼料として関税のかからないものが流通して安くなる。こういうことになりますれば自家配合を促進する効果が出ると思ひます。

この点につきましてかねがね研究しておるわけですが、いかにして他用途への転用を防止するか、それによつて国内でん粉の保護という他の目的、そういう観点に支障のないような流通をどういうふうにより規制していくか、そこがうまくできるようなになりますれば、配合飼料原料の場合と同じように自家配合用の単体トウモロコシについても免税できるということになりますので、その辺のやり方を現在検討しております。これは他の局とも関係しますので、省内でいま検討しておりますので、できればそういう方向に持っていきたいというふうに考えております。

○今井委員 いまの答弁を聞いていて同感であり

ます。いま国民が不安なのは、値段が高いということもそうですが、何が入っているかわからないというところが一つあるわけです。したがって、そういうふうな自分のところで配合して、しかもそれがいろいろな優遇措置ができるということならば、そういう創意工夫の気持ちを伸ばしてやるのがぜひ必要だろうと思ひます。したがって、いまの研究が研究に終わることなく、それを実現する方向で早急にこれは検討してもらいたいというのを希望しておきます。

それから、いまの問題にも関係がありますが、えさの問題では、安定的にしかも安く入ることが大事であることは当然のことなんです。それが以上に大事なことは、良質な飼料が供給され、しかも生産された畜産物が、国民が安心してそれを食ふことができるというものでなければならぬと思ひます。そういう意味で、昭和二十八年につくられました現行法は、どちらかといひますと、その時代の要請によつて栄養効果の確保という意味からの品質管理はありましたが、飼料の安全性という意味については、法の上ではなくて行政指導であるという形になっておつたのを、それじゃいけないということで今回法改正をする。私はその方向は正しいと思ひますが、二十八年以来もう二十年になろうとする間、畜産農家の実態は非常に目まぐるしく変わつておりまして、それまで放置しておつたままではあえて言ひませんが、法改正を急つてきたと思ひます。農林省の行政については急慢のそしりを免れないだろうと私は思ひます。

したがって、今度の法改正の眼目であります安全性の問題について二、三基本的な考え方を聞いておきたいと思ひますけれども、まず、最近のえさは、どうも薬づけのえさじゃなからうかと思ひます。いろいろな薬が入つていふに思ひます。しかも、それがどんなものが入つていふかわからないというところが農家は非常に不安なわけです。したがって、こういうような不安を除去するためには極力飼料添加物というようなものが入らない

ようにするということが最も望ましいと思ひます。すね。したがって、農林省としては、飼料添加物に対しての安全性確保のための基本的な考え方について一体どう考えているのか、まず、それからお尋ねしたいと思ひます。

○澤邊政府委員 現行の飼料品質改善法につきましては、安全性の観点からの規制措置については何ら規定がないということのために、現在、行政指導によりまして種々の安全性確保のための指導をやつておるわけですが、人体の健康に對します安全性の確保ということは国民の強い関心事になつてまいつておりますので、これまでのような単なる行政指導で行うということではなくして、法的な根拠に基づきまして徹底して安全性を確保していくということが必要になつてきておるという認識に立ちまして、今回法改正をお願いしておるわけでございます。

そこで、ただいま御指摘がございましたように、最近には飼料添加物をふんだんに使つて、いわゆる御指摘でございますが、現在使つております飼料添加物は、飼料の品質低下を防止するための防カビ剤とかいうようなものあるいは栄養を、天然の飼料だけではバランス上必ずしも十分でないということで、それを補充するためにビタミンとかミネラルとかアミノ酸を添加するものと、あるいは家畜の生産性の低下を防止するために、あるいは逆に言えば飼料効率を高めるために、抗生物質、抗菌性物質を使うといったようなものに大分類ができるわけでございます。このようなものが非常に使われ出したといひますことは、家畜の飼養頭数が増加をいたしましたして大規模な経営が行われ、また、集団的に飼われるということになりました。配合飼料の使用量もふえる。それと同時に家畜の飼育環境というものが変わつてまいつておりますので、そのような添加物を使用することによりまして生産性の低下を防止したり、あるいは飼料そのものの品質の低下を防止するというようなことのために使われ出し

たわけでございますが、このような飼料添加物は、その使用量が非常に微量でございますけれども、適正に使われない場合には家畜の生理上いろいろな有害にもなりますし、それが抗生物質等の場合には、畜産物に残留するというのを通して人間の健康に有害であるという場合もあり得るわけでございます。そういう意味から、安全性の問題に對しましては十分慎重な配慮をしていく必要があるというところで、薬づけというように伴います国民の不安を解消していく必要があるというふうに思ひます。

現在、飼料添加物公定書というものをつくつて、それに従つて製造、使用するよう指導しておりますが、これを法的な根拠に基づく規格に改めたいとか、あるいは製造基準あるいは保存基準、使用方法基準というものが決めて、それに従わなければ義務違反ということになり、その違反したものに對しては廃棄せよとかいうようなことをやるというものが今回の安全性の観点からの主要な規定でございます。

飼料添加物につきましては、もちろん環境衛生を十分やっておりますし——といひますのは、消毒をしたり、あるいは害虫の駆除をしたり、あるいは環境を清潔にするということによりまして、飼料添加物を使わなくても問題がないというような方向に持っていくのが理想でございますけれども、そのような意味で、環境衛生の強化ということは今後とも一層進めていかなければいけないと思ひます。

現状では、飼料添加物を一切使わないということになりますと非常にマイナス面が出てくるというところがございますので、安全性を確保しながら必要なものは最小限添加物を使うということは当面は避けざるを得ないということでございます。従来行政指導という不徹底なやり方ではなくして、法的な根拠に基づく規制措置を一層強化することによりまして心配のないようにしてまいりたいというのが基本的な考えでございます。

○今井委員 まあ、わからぬでもないが、そのと

き、添加物の問題で、たとえば規模をある程度制限をあまりべらばうな規模にしないでよくとか、あるいは環境衛生の対策をがっちりやるといううなことで、いま使っている添加物がなくても済むようなことがあるんじゃないだろうかと思ひます。たとえば鶏のサルモネラ菌ですか、そのためにフラゾリドンという添加物を、これは薬ですが、それを使つて、そういう菌が一遍に蔓延しないようにするというのも聞いておきます。したがって、いま申し上げるように、育てている環境を変えたらどうだ、何も規模の大きいだけが能くやなからうというふうな発想の転換をすれば、おのずからいま使う薬がもっと少なくていいということになるかもしれないし、あるいは全然使わなくてもいいかもしれないが、そういうことに対しての検討はどうされていきますか。

○澤邊政府委員 御指摘のとおり、また、先ほどもちよつと関連してお答えいたしましたように、飼料添加物を使わなくても済むようにする一つの方法といたしまして、家畜、家禽の飼養に当たつての環境を衛生的に保全するというのをやりますれば、疾病の予防あるいは生産能力の低下を防止するという上で好ましいことで、それがむしろ大前提になるわけでございます。そういうことを進めることによりまして、飼料添加物に対する依存度といふことが、それを少なくしていくということ、今後われわれがやらなければならぬ基本的な方向であらうと思ひます。

このために、従来から、各県にございます家畜保健衛生所等を中心として、環境を衛生的に保全するための対策として、消毒の励行とか、あるいは合理的なふん尿処理とか、あるいは清潔の保持などの普及指導をいたしまして、飼養環境を改善し、疾病の発生予防をやるといううなことをやっておりますが、これらも今後さらに一層拡充していく。また、保健衛生所という行政機関の指導だけでなくして、各県にあります家畜産物衛生指導協会が自衛防疫をやることになつておりますので、これらの自衛防疫事業の中で

もそのような環境を衛生的に保全するための普及指導をやつてもらうといううなことにによりまして、ただいま申し上げましたような飼料添加物をあまり使わなくても問題がないという方向に持っていきたいと思ひますが、現状におきましては、なお、一切この際やめるということとは、疾病の発生あるいは生産性の低下という点で、あるいはまた飼料の品質保全といううな点で心配がございしますので、できるだけ整理をしまして、この法律が通りますれば、飼料添加物、特に抗生物質等につきましてはもう一回総洗いをしてしまして数は整理していきたいと思ひますが、時間をかけながらそのような方向でやつてまいりたいと思つております。

○今井委員 したがって、希望しておきますが、規模の縮小なり環境衛生の対策に際して、そういう場合にはこういう薬でいいんだということもあり得ると思うわけですが、何でもかんでも同じでなければならぬことはないで、そういうふうに使われる方の家畜なりの状態によつてえさの状態をえさえるということも考へてやからうと思ひます。いまはそうでなくて、えさの方があつてその状況を合はしているように思ひますが、発想の転換とまではいかなくても、もの考へ方を変えていくことも必要だろつと思ひますので、そういう意味の御検討をいただきたいと思ひます。

それから、今度の法律では、第二条一項の「政令で定めるもの」の中には、いまいただいた資料によりましてウナギ等の養殖水産物が入るということが書いてあります。私どものところでもウナギ、ハマチといった養殖漁業のえさも安全性の問題からいろいろ問題があるように実は聞いておりますが、それも今度の法律で入るのだと聞いておりますけれども、そうすると、改正法ではこの取り扱ひをどうするのか、基本的な考へ方を聞いておきたいと思ひます。

○澤邊政府委員 現行法上は、飼料といふものは、ふすま、油かす、魚粉等家畜えさの栄養に供されるものとして農林大臣の指定するものをい

う。ということ、農林大臣が指定した物だけがこの法律上はえさだということでございます。養殖魚類のえさはこの法律の規制対象とすることはできないことになつておるわけでございます。しかしながら、御指摘のございましたような養殖魚類のえさにつきましても、家畜同様安全性の問題あるいは栄養の問題等から品質を保全する必要がありまことは当然でございますし、しかも、養殖魚類のえさがだんだん生産がふえてまいつておるという状況にかんがみまして、今回の改正法第二条の第一項における対象動物の政令指定に当たりましては、政令指定をすることになつておりますので、その政令を定めます場合におきましては養殖魚類も指定をいたしまして、養殖魚類用の飼料の安全性確保のための所要の規制を行うことにしていきたいというふうな考へております。

○今井委員 特に、いまの養殖漁業の問題については、いままで未解決の問題というより未検討の問題が非常にいっぱいあるわけですから、それを取り込むからには、その辺、使用漁民が不安にならないように、使用漁民がむしろ安心して使えるような強力な行政指導をしっかりとしたいと思ひます。その点についての準備は大丈夫ですか。

○澤邊政府委員 私の方の畜産局ではいままでそういう問題は扱つておりませんでしたが、確かに、一般飼料に比べますと技術的に十分蓄積があるとはまだ申せない面がございます。しかし、先ほどお答えいたしましたように、その必要性については非常に高まつておりますので、規制の対象にしてまいりたい。水産庁もそのようなことを強く希望いたしておりますので、そのようにしたいと思つております。

ただ、技術的な問題につきましては、今度農業資材審議会の中に飼料品質部会というものを設けますが、さらにその下の専門委員会といふものが、その中に養殖魚類関係の専門委員会を一つ設けてまして、専門的に学識経験者の御意見をお聞かせいただながら御検討願つて、各種の指定なり

規制なりをやつてまいりたいというふうな考へております。

○滋谷委員 今井君、もう時間がそろそろ来ていますから……。

○今井委員 あと二問だけで終わりますから……。

それは新しい飼料資源のことですが、SCPの開発の状況は一体どうなつておるのかということ、また、それに対する安全性を含めて、こういう新しい飼料に対する基本的な考へ方を簡潔に聞かせてください。

○澤邊政府委員 新飼料につきまして、特にSCPにつきましては、農林省の農林水産技術会議におきまして、今年度大型研究のテーマとして取り上げまして、研究開発をやることになつておるわけでございますが、それは別にいたしまして、新飼料に対する安全性につきまして今回の規定でどのように考へておるかという点は、新飼料につきましては、栄養価が確認されていることと同時に、安全性も十分に確認されたものでなくてはならないということが基本原則でございます。

このような見地から、従来行政指導によつておりましたところを法的な規制を加えるということになるわけでございますが、その一番肝心の規定といたしましては、第二条の六の「有害な物質を含む飼料等の販売の禁止」という中に第三号というものがございまして、これは新飼料の規制を行える根拠規定になるわけでございますが、「使用の経験が少なため、有害でない旨の確証がないと認められる飼料」となつております。これは石油たん白等も現状においてはこれに該当する飼料だと思ひますが、こういうものにつきましては販売を禁止するというような措置が講ぜられるようにするわけであります。

この三号の読み方といたしましては、地域的にもあるいは時間的にも使用の経験が全くないかあるいは余りないというものにつきましては、有害

でない旨の確証がない。要するに、平たく言いますと疑わしきは罰するといいますが、そういうもので、疑いのあるものは有害でないということがはつきり言えないものは、逆に言えて有害であるということがわからなくても販売を禁止するということによりまして、新しい飼料によります安全性の確保というものは特に嚴重にやっていますというふうに考えております。

○今井委員 もう一問だけ、廃棄、回収命令のことで伺いますが、これは有害畜産物の生産を防止することに目的があるわけですが、では、家畜だけが被害を受けたという場合にはどうするのかというのと、もう一つ、農林大臣が定めた基準とか規格にちゃんと合っているというものでもし事故が起こったときにはどうするのかということ。これは答えただけでいいから簡単に教えてくださいます。それで私の質問を終わります。

○澤邊政府委員 第二条の七の「廃棄等の命令」でございすが、これは人間の健康に有害な「有害畜産物が生産されることを防止するため特に必要がある」と認めるときは、「ということ」でございすが、人体の健康に係る関係のない、有害でない、家畜に被害が及ぶというだけの場合には廃棄等の処分ができないということになっております。

これは守るべき法則とのバランス上、他の法律の規定等も考えますと、家畜に被害が及ぶものだけにについては――それはもちろん被害が出れば賠償責任等も出ますけれども、廃棄処分まで行政庁がやるのはいかがであらうかという点から、一番厳正にやらなければならない人の健康にかかわるような場合だけできるといふことにいたしておるわけでありす。

○今井委員 もう一つ、大臣の定めた基準について……

○澤邊政府委員 大臣が認めた基準、規格に該当したものであつても、それに適合したものであつて被害が出た場合にどうするのかというお尋ねかと思ひますが、この点につきましては、もちろんケース・バイ・ケースによりましてどこに責任がある

あるかということが問われなければならないと思ひますが、その時点での学問的な水準から見てもからなかつたということでは基準が決められたところ、その基準どおりやつたけれども出たというふうな場合には、国の責任をそこまで追及されるのかどうかという点は議論の存するところでございすし、それから、かりにそうであっても製造業者は賠償責任等責任を免れることはできないということ、これまでの他の法律等の運用は大体そういうふうになつておりますので、これはケース・バイ・ケースで、法律解釈をどう適用していくかという問題がございすが、現在のところそのように考えております。

○今井委員 終わります。

○澁谷委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後一時十九分散会